別紙３

障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項

（医学部附属病院関係）

平成28年3月23日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 学長裁定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　直近改正　令和7年3月25日

　国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（以下「規程」という。）第６条及び第７条に定める留意事項は，以下のとおりとする。

**第１　不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第６条関係）**

　規程第３条第１項及び第２項のとおり，不当な差別的取扱いに相当するか否かについては，個別の事案ごとに判断されることとなる。正当な理由がなく，不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例，及び正当な理由があるため，不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は，次のとおりである。

なお，次に掲げる内容はあくまでも例示であり，これらの例だけに限られるものではない。正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても，合理的配慮の提供を求められる場合には建設的対話を通して，合理的配慮の代替など別途の検討が必要であることに留意する。

**（正当な理由がなく，不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）**

●　障害者本人や第三者の安全性などにつて具体的に考慮することなく，漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること

●　障害があることを理由に診療・入院・調剤等を拒否すること

●　施設内に身体障害者補助犬を同伴することを拒否すること

●　障害があることを理由に診察などを後回しにすること

●　障害があることを理由に診療時間を変更又は限定すること

●　障害があることを理由に診察室や病室の制限を行うこと

●　障害があることを理由に医療の提供に際して必要な情報提供を行わないこと

●　障害があることを理由に保護者や支援者・介助者の同伴を診察・治療・調剤等の条件とすること

●　正当な理由なく，保護者や支援者・介助者の同伴を拒否すること

●　障害があることを理由に本人（本人の意思を確認することが困難な場合は家族等）の意思に反した医療の提供を行うこと又は意思に沿った医療の提供を行わないこと

●　障害があることを理由に病院や施設が行う行事等への参加や共用設備の利用を制限すること

●　障害があることを理由に本人を無視して，支援者・介助者や付添者のみに話しかけること

●　障害があることを理由に大人の患者に対して，幼児の言葉で接すること

●　障害があることを理由にわずらわしそうな態度や，患者を傷つけるような言葉をかけること

●　障害があることを理由に診療等に当たって患者の身体への丁寧な扱いを怠ること

**（正当な理由があるため，不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）**

○　手続を行うため，障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に，必要な範囲で，プライバシーに配慮しつつ，障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認すること（障害者本人の損害発生防止の観点）

**第２　合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第７条関係）**

　合理的配慮は，不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化，必要な人材の配置，情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として，個々の障害者に対して，その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は，規程第３条第３項及び第４項のとおり，障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なる。それぞれの状況等は，多様かつ個別性が高いものであり，当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ，社会的障壁の除去のための手段及び方法について，必要かつ合理的な範囲で，柔軟に対応する必要がある。具体例は，次のとおりである。

なお，次に掲げる具体例についてはあくまでも例示であり，過重な負担が存在しないことを前提とする。また，次に掲げる具体例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること，また，個別の事案ごとの判断が必要であることに留意する。

**（物理的環境への配慮）**

○　車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし，又は段差にスロープを渡すこと

○　電光表示板，磁気誘導ループなどの補聴装置の設置，点字サイン付き手すりの設置，音声ガイドの設置を行うこと

○　色の組み合わせによる見にくさを解消するため，標示物や案内図等の配色を工夫すること

○　トイレ，病室など部屋の種類や，その方向を示す絵記号や色別の表示などを設けること

○　パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設けること

○　個人情報の保護に配慮した上で，電光表示板で表示したりすること

**（意思疎通の配慮）**

○　説明文書の点字版，拡大文字版，テキストデータ，音声データ（コード化したものを含む。）の提供や必要に応じて代読・代筆を行うこと

○　文書を読み上げたり，口頭による丁寧な説明を行うこと

○　筆談，要約筆記，読み上げ，手話，点字，コミュニケーションボードの活用，触覚による意思伝達などによる多様なコミュニケーション，振り仮名や写真，イラストなど分かりやすい表現を使って説明するなどの配慮を行うこと

○　声がよく聞こえるように，また，口の動きや表情を読めるようにマスクを外して話をすること

○　特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院に当たっては，院内感染対策に配慮しつつ，患者本人の意思や関係者間での支援の範囲，方法等を十分確認し，可能な限り支援者が付き添えるよう配慮すること

**（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例）**

○　診察等で待つ場合，患者が待ちやすい近くの場所で待っていただき，順番が来たら電話での呼び込みや個別に案内すること

また，合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては，次のようなものがある。なお，記載されている内容はあくまでも例示であり，合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては，個別の事案ごとに判断が必要であることに留意する。

**（合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例）**

●　筆記が困難であるためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に，デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に，必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること

●　電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に，電子メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること

**（合理的配慮の提供義務違反に該当しないと考えられる例）**

○　診療を終えた障害者から，自宅までの送迎を求められた場合に，当該業務の一環として行っていないことから送迎はできないが，タクシー等の連絡先をお伝えすること

さらに，環境の整備は，不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが，合理的配慮は，環境の整備を基礎として，その実施に伴う負担が過重でない場合に，特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって，各場面における環境の整備の状況により，合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は，次のとおりである。

**（合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例）**

○　外見上，障害者であると分かりづらい患者（聴覚障害の方など）の受付票にその旨が分かる連絡カードを添付するなど，プライバシーに配慮しつつスタッフ間の連絡体制を工夫すること（合理的配慮）

○　診療の予約時などに，患者から申出があった自身の障害特性などの情報を，スタッフ間で事前に共有すること（合理的配慮）

○　施設内の段差を解消すること，スロープを設置すること（環境の整備）

○　トイレや浴室をバリアフリー化・オストメイト対応にすること（環境の整備）

○　床をすべりにくくすること（環境の整備）

○　階段や表示を見やすく明瞭にすること（環境の整備）

○　車椅子で利用しやすい高さにカウンターを改善すること（環境の整備）